

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 3 月 3 日

札幌市長 秋元 克広

記

## 1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 庁舎 3 階

札幌市保健福祉局保健所健康企画課事務係 電話(011)622-5151

## 2 入札に付する事項

### (1) 役務の名称

札幌市保健所電話交換業務

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

### (3) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日まで

### (4) 履行場所

WEST19 庁舎

### (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「医療業、保健衛生サービス業」、「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、「その他サービス業」のいずれかに登録されている者であること。

(3) 告示日を起点とした過去 3 年間に於いて、札幌市、北海道その他同規模の官公庁（その経営する企業を含む）において電話交換業務を 2 年以上継続して受託し、それを良好に履行した実績を有すること。

(4) 保健所の実施する業務（難病医療、母子保健、健康増進、医事薬事、感染症対策、食品衛生、生活衛生、住宅宿泊事業等に係る業務をすべて含む）に関する問合せに対する電話交換業務の受託実績を有すること。

(5) 業務受託期間において、業務実施者のうち、電話オペレータ技能検定要綱による認定資格（旧電話交換取扱い認定規定も可）を有する者または、電話応対技能検定（もしもし検定）2 級の有資格者及び同資格を取得可能な者で電話交換業務の実務経験が 3 年以上ある者を常時 1 名確保できる見込みがあること。

(6) 業務受託期間において上記(5)以外の業務実施者のうち、電話オペレータ技能検定要綱による認定資格（旧電話交換取扱い認定規定も可）を有する者また

は、電話対応技能検定（もしもし検定）3級の有資格者及び同資格を取得可能な者、あるいは、電話交換業務の実務経験が3年以上ある者を常時1名確保できる見込みがあること。

- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ場所

上記1の場所及び札幌市保健所のホームページで入手できる。

(HPアドレス : <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/keiyakujouhou30ippannkyousounyuusatu.html>)

- (2) 入札書の受領期限  
令和4年3月14日(月) (送付の場合は必着のこと。)
- (3) 開札の日時及び場所  
令和4年3月15日(火) 10時00分 WEST19 3階 事務室

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。  
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。  
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。
- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。